

阿波市物価高騰対策臨時給付金（こども加算）について

本給付金は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、給付金を支給することにより、直接的な負担軽減を図ることを目的とし、阿波市物価高騰対策臨時給付金（3万円）の加算として支給するものです。

【給付金額】

児童1人あたり2万円

【基準日】

令和6年12月13日

【支給対象者】

阿波市物価高騰対策臨時給付金（3万円）の支給対象者で、
基準日において18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童と同一世帯となる方

〈ア.例外的に対象となる児童〉※申請が必要

- ・基準日以降に生まれた新生児
- ・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童

〈イ.対象とならない児童〉

- ・施設入所児童
（施設への住民票の異動有無を問わない）

【受給の手続き】

Ⅰ. 「支給のお知らせ」または「確認書」が届く世帯

対象	阿波市物価高騰対策臨時給付金（3万円）支給対象世帯で、 基準日時点で対象児童が同一世帯にいる世帯
手続き	○「支給のお知らせ」が届いた方は、内容に変更がなければ手続きは不要です。 ○「確認書」が届いた方は、 <u>必要事項を記入の上、返送してください。</u>

Ⅱ. 「申請書」の提出が必要な世帯

対象	阿波市物価高騰対策臨時給付金（3万円）支給対象世帯で、 上記のア. <u>例外的に対象となる児童</u> がいる世帯
手続き	申請書に必要事項を記入し、口座確認書類、本人確認書類等を添付して、 <u>阿波市子育て支援課まで提出</u> してください。 ※申請書は阿波市HPよりダウンロードできます。

【申請期限】

令和7年7月11日（金）※消印有効

【給付金の支給時期】

- ・「**支給のお知らせ**」が届いた方：
お知らせが届いてから1ヶ月後が目安です。
- ・「**確認書**」が届いた方：
阿波市が返送された確認書を受理した日から1ヶ月後が目安です。
※「受理した日」とは、確認書に修正の必要がないことが確認できた日です。
- ・「**申請書**」を提出した方：
阿波市が申請書を受理した日から1ヶ月後が目安です。
※「受理した日」とは、申請書に修正の必要がないことが確認できた日です。

【支給に関する留意事項】

- ・本給付金は、差押禁止及び非課税の対象となる給付金です。
- ・申請期限までに、必要な手続き・修正が行われなかったものについては、給付金の受給を辞退したものとみなします。
- ・本給付金の要件を満たさないことが判明した場合は、本給付金受給後でも返還などの手続きが必要となります。

ご注意ください

・給付金に給付金に関する偽サイトや不審メール、「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」等にはご注意ください。阿波市役所の職員がATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、給付金に関する不審なメールや電話等があった場合や、ATMの操作等を求められた場合は、警察安全相談（#9110）や最寄りの警察署にご相談ください。

【お問い合わせ先】阿波市子育て支援課

☎0883-36-6813